

平成28年5月23日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第20号 新堂中学校大規模改造2期工事(建築)の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第21号 平成28年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第22号 草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第23号 草津市立公民館条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第24号 草津市立草津クリアホール条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第25号 草津市中学校給食実施方式等検討委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第26号 草津市中学校給食実施基本計画の策定について草津市中学校給食実施方式等検討委員会に対し諮問するにつき議決を求めることについて
- 議第27号 草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第28号 草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて
- 議第29号 草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第20号

新堂中学校大規模改造2期工事（建築）の請負契約に対する意見を市長に申し出る
につき議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成28年5月23日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

新堂中学校大規模改造２期工事（建築）の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

新堂中学校大規模改造２期工事（建築）の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

新堂中学校大規模改造 2 期工事概要書

- 1 契約の目的 新堂中学校大規模改造 2 期工事（建築）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 194,292,000円
- 4 契約の相手方 草津市若竹町8番4号
株式会社 伊藤工務店 代表取締役 伊藤定雄

(参考)

- | | |
|------|--|
| 工事場所 | 草津市新堂町 |
| 工事期間 | 契約締結日から平成28年10月31日まで |
| 対象範囲 | 鉄筋コンクリート造4階建 普通教室棟一部 (955 m ²)
鉄筋コンクリート造3階建 管理棟 (1,481 m ²)、
プール管理棟 (154 m ²)、外構 |
| 工事内容 | 外壁改修（クラック・欠損部補修、仕上吹付材改修）
内装改修（天井、壁、床、建具、学校間仕切、造作家具等）
外構（正門改修、通用門の撤去・新設、舗装等） |
| その他 | 本工事と別途、電気、機械設備工事の発注を予定 |

議第21号

平成28年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を
求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年5月23日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

平成28年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき
議決を求めることについて。

平成28年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、
本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

平成28年度草津市補正予算

(一般会計)

◎新規事業 ○拡大・見直し事業

(単位:千円)

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳	説明
生涯学習課	社会教育費	社会教育総務費	文化振興費	0	5,202	(一) 5,202	○文化振興にかかる市の役割や方針等を定めた(仮称)草津市文化振興条例の制定および(仮称)草津市文化振興計画の策定を検討するため、審議会運営および業務支援委託にかかる予算を要求する。
			市民文化芸術活動支援事業費				

平成28年6月補正予算(案)

債務負担行為補正

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
(仮称)草津市文化振興計画策定支援業務	平成28年度から 平成29年度まで	1,000

議第22号

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るに
つき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年5月23日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に
申し出るにつき議決を求めることについて

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るに
つき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29
条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

草津市文化芸術機能等検討委員会	文化芸術およびまちづくり関係機能の方向性についての調査審議に関する事務	8人以内
-----------------	-------------------------------------	------

」を

「

草津市文化振興審議会	(仮称)草津市文化振興条例案に規定すべき事項、文化振興に関する計画の策定および推進その他の文化振興に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内
------------	--	-------

」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新 条 例 (案)			旧 条 例		
第1条～第4条 (略)			第1条～第4条 (略)		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
別表第2 (第2条第2項、第3条第1項関係)			別表第2 (第2条第2項、第3条第1項関係)		
名称	担当事務	定数	名称	担当事務	定数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
草津市文化振興審議会	(仮称)草津市文化振興条例案に規定すべき事項、文化振興に関する計画の策定および推進その他の文化振興に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内	草津市文化芸術機能等検討委員会	文化芸術およびまちづくり関係機能の方向性についての調査審議に関する事務	8人以内
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第3 (略)			別表第3 (略)		
付 則					
この条例は、公布の日から施行する。					

議第23号

草津市立公民館条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき
議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年5月23日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立公民館条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出る
につき議決を求めることについて

草津市立公民館条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地
方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に
基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市立公民館条例の一部を改正する条例

草津市立公民館条例(昭和57年草津市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

草津市立笠縫公民館	草津市上笠一丁目18番3 3号	笠縫地区
-----------	--------------------	------

」を

「

草津市立笠縫公民館	草津市上笠一丁目6番3号	笠縫地区
-----------	--------------	------

」に

改める。

付 則

この条例は、平成28年8月1日から施行する。

草津市立公民館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新 条 例 (案)			旧 条 例		
第1条～第11条 (略) 別表第1 (第2条関係)			第1条～第11条 (略) 別表第1 (第2条関係)		
名称	位置	対象区域	名称	位置	対象区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
草津市立笠縫公民館	草津市上笠一丁目 6番3号	笠縫地区	草津市立笠縫公民館	草津市上笠一丁目 18番33号	笠縫地区
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2 (略)			別表第2 (略)		
<p>付 則</p> <p><u>この条例は、平成28年8月1日から施行する。</u></p>					

草津市立公民館条例（抄）

条例第18号

（趣旨）

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）

第24条の規定に基づき、草津市立公民館の設置、管理および職員に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 設置する公民館の名称、位置および事業の主たる対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、別表第1のとおりとする。

別表第1（第2条関係）

名称	位置	対象区域
草津市立志津公民館	草津市青地町561番地	志津地区
草津市立志津南公民館	草津市若草五丁目10番地	志津南地区
草津市立草津公民館	草津市草津一丁目4番33号	草津地区
草津市立大路公民館	草津市大路二丁目9番11号	大路地区
草津市立渋川公民館	草津市西渋川二丁目9番38号	渋川地区
草津市立矢倉公民館	草津市東矢倉二丁目13番6号	矢倉地区
草津市立老上公民館	草津市野路町520番地	老上地区
草津市立老上西公民館	草津市矢橋町526番地1	老上西地区
草津市立玉川公民館	草津市野路九丁目7番42号	玉川地区
草津市立南笠東公民館	草津市笠山一丁目1番47号	南笠東地区
草津市立山田公民館	草津市南山田町678番地	山田地区
草津市立笠縫公民館	草津市上笠一丁目18番33号	笠縫地区
草津市立笠縫東公民館	草津市集町58番地8	笠縫東地区
草津市立常盤公民館	草津市志那中町111番地1	常盤地区

議第24号

草津市立草津クリアホール条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年5月23日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立草津クリアホール条例の一部を改正する条例案に対する意見を
市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市立草津クリアホール条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し
出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市立草津クリアホール条例の一部を改正する条例

草津市立草津クリアホール条例（平成26年草津市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第10条 第4条の規定により教育委員会が指定管理者にクリアホールの管理を行わせる場合は、第9条第1項の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者にクリアホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。
- 3 前項の場合において、別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。
- 4 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減免することができる。
- 5 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。
- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表中「（第9条第1項関係）」を「（第9条第1項、第10条第2項関係）」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

草津市立草津クレアホール条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<p>第1条～第9条 (略) <u>(利用料金)</u></p> <p>第10条 第4条の規定により教育委員会が指定管理者にクレアホールの管理を行わせる場合は、第9条第1項の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者にクレアホールの利用に係る料金 (以下「利用料金」という。) を納付しなければならない。</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。</p> <p>3 前項の場合において、別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。</p> <p>4 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減免することができる。</p> <p>5 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。</p> <p>6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>(損害賠償)</u></p> <p>第11条 使用者は、その使用に際し、自己の責めに帰すべき理由により施設または付属設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則および教育委員会規則で定める。</p> <p>別表 (第9条第1項関係、第10条第2項関係) <u>(略)</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p><u>(損害賠償)</u></p> <p>第10条 使用者は、その使用に際し、自己の責めに帰すべき理由により施設または付属設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則および教育委員会規則で定める。</p> <p>別表 (第9条第1項関係) <u>(略)</u></p>

草津市立草津クレアホール条例（抄）

条例第20号

（設置）

第1条 市民の文化の向上と芸術の振興を図り、文化芸術を通じたまちづくりを進めるため、草津市立草津クレアホール（以下「クレアホール」という。）を設置する。

（事業）

第3条 クレアホールは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化および芸術の普及振興を図るための各種事業
- (2) 市民の文化および芸術活動を通じた交流の促進
- (3) 文化および芸術を担う人材の発掘および育成
- (4) 文化および芸術に関する情報発信
- (5) ホール、リハーサル室、練習室、和室、展示ホール等の施設（以下「施設」という。）の利用の提供
- (6) その他クレアホールの設置目的を達成するために必要な事業

（指定管理者による管理）

第4条 教育委員会は、クレアホールの管理に関する次の業務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

- (1) 前条各号に掲げる事業を実施する業務
- (2) クレアホールの施設、設備および備品の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 第6条から第8条までの規定は、前項の指定管理者による管理について準用する。この場合において、「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（損害賠償）

第10条 使用者は、その使用に際し、自己の責めに帰すべき理由により施設または付属設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則および教育委員会規則で定める。

議第25号

草津市中学校給食実施方式等検討委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年5月23日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市中学校給食実施方式等検討委員会委員の委嘱につき議決を求める
ことについて

次の者を、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定により、草津市中学校給食実施方式等検討委員会委員に委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区分	委嘱（任命）する者	備考
学識経験を有する者	海老 久美子	立命館大学スポーツ健康科学部教授
学識経験を有する者	大友 智	立命館大学スポーツ健康科学部教授
公募市民	近藤 伸子	公募市民
公募市民	柳澤 誓子	公募市民
関係行政機関の職員	清水 康行	小学校長代表
関係行政機関の職員	辻本 長一	中学校長代表
関係行政機関の職員	糺川 美紀	栄養教諭
関係行政機関の職員	北中 従子	食育担当教諭
PTA を代表する者	高坂 加奈子	草津市 PTA 連絡協議会（小学校）
PTA を代表する者	三尾 直文	草津市 PTA 連絡協議会（中学校）

任期 平成28年5月31日 ～ 平成29年3月31日

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第2に掲げる教育委員会の附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条～第10条（略）

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
(略)	(略)	(略)
草津市中学校給食実施方式等検討委員会	(1)学識経験を有する者 (2)公募市民 (3)関係行政機関の職員 (4)PTAを代表する者 (5)その他教育委員会が認める者	教育委員会事務局 スポーツ保健課
(略)	(略)	(略)

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
(略)	(略)
草津市中学校給食実施方式等検討委員会	1年
(略)	(略)

議第26号

草津市中学校給食実施基本計画の策定について草津市中学校給食実施方式等検討委員会に対し諮問するにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年5月23日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市中学校給食実施基本計画の策定について草津市中学校給食实施方式等検討委員会に対し諮問するにつき議決を求めることについて

草津市中学校給食実施基本計画の策定について草津市中学校給食实施方式等検討委員会に対し諮問するにつき、教育委員会の議決を求める。

記

諮問文 別紙のとおり

(案)

草教委ス発第 号
平成28年 月 日

草津市中学校給食実施方式等検討委員会
委員長 様

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市中学校給食実施基本計画の策定について（諮問）

草津市の中学校給食の実施に向け、将来的な生徒数の推移や財政状況、事業スケジュール等を踏まえ、本市に最も適した中学校給食の実施方式について検討を行うとともに、実施にあたっての様々な課題に対応するための方策などを示す「草津市中学校給食実施基本計画」を策定するにあたり、貴委員会の御意見を賜りたく諮問いたします。

諮問の趣旨

現在、本市の中学校給食は家庭弁当持参制を基本としていますが、全国的な中学校給食の実施状況、社会情勢の変化、保護者からの要望、また、中学校給食の実現を求める請願が市議会の平成27年10月定例会において採択されたことなどを踏まえ、平成27年12月に中学校給食の実施方針を決定したところです。

中学校給食の実施にはメリットとともに様々な課題もあることから、実施する場合には十分な調査・検討および課題への対策を講じる必要があります。このため、将来的な生徒数の推移や財政状況、事業スケジュール等を踏まえ、本市に最も適した中学校給食の実施方式について検討するとともに、実施にあたっての様々な課題に対応するための方策などを示す「草津市中学校給食実施基本計画」を策定するにあたり、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号）および草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）に基づく教育委員会の附属機関である草津市中学校給食実施方式等検討委員会の意見を賜るため、諮問するものです。

議第27号

草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年5月23日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市図書館協議会委員に委嘱することにつき、図書館法（昭和25年法律第118号）第15条および草津市立図書館設置条例（昭和58年草津市条例第15号）第3条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学校教育の関係者	宮地 均	草津市立渋川小学校長
	辻本 長一	草津市立老上中学校長
家庭教育の向上に資する活動を行う者	山川 尚子	草津市PTA連絡協議会委員
	仲川 和美	草津市PTA連絡協議会委員

任期 平成28年6月1日～平成29年8月31日

(今回委嘱する委員の任期は、前任委員の残任期間)

図書館法（抄）

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

草津市立図書館設置条例（抄）

（図書館協議会）

第3条 草津市立図書館に法第14条第1項に規定する図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。
 - (1) 学校教育の関係者
 - (2) 社会教育の関係者
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験のある者
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

議第28号

草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年5月23日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めること
について

次の者を、草津市立教育研究所運営委員会委員に委嘱および任命することにつき、草津市立教育研究所規則（昭和55年草津市教育委員会規則第3号）第7条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	委嘱・任命する者	備考
学識経験を有する者	杉田 陸海	聖泉大学非常勤講師 理学博士
校長会の代表	太田 光則	高穂中学校長
園長・所長会の代表	水野 靖枝	中央幼稚園長
教頭会の代表	小幡 明美	矢倉小学校教頭
小中学校教員の代表	廣瀬 能子	志津小学校教諭
市社会教育委員の代表	湯浅 敦	草津市青少年育成市民会議会長
市PTA連絡協議会の代表	山川 尚子	草津市PTA連絡協議会本部役員
市同和教育推進協議会の代表	高木 洋司	草津市同和教育推進協議会会長
公募による市民	奥村 治樹	
	藤岡 敏子	

草津市立教育研究所規則（抄）

（草津市立教育研究所運営委員会）

第7条

草津市立教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 校長会の代表
 - (3) 教頭会の代表
 - (4) 小中学校教員の代表
 - (5) 市社会教育委員の代表
 - (6) 市PTA連絡協議会の代表
 - (7) 市同和教育推進協議会の代表
 - (8) 公募による市民
- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 運営委員会に、会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。
 - 4 運営委員会の会長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
 - 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 6 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。
 - 7 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。
 - 8 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 9 運営委員会は、必要に応じて専門の事項を調査研究し、および資料を収集するため、小委員会を置くことができる。
 - 10 運営委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。
 - 11 この条項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

議第29号

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年5月23日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市通学区域審議会委員に委嘱することにつき、草津市通学区域審議会設置条例（昭和47年草津市条例第24号）第3条第2項の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学識経験者	松村晴美	草津市青少年育成市民会議副会長
草津市PTA連絡協議会の代表	高阪加奈子	草津市PTA連絡協議会委員
草津市校園長会の代表	五十嵐信博	草津市立矢倉小学校長

任期 平成28年6月1日～平成28年12月26日

（今回委嘱する委員の任期は、前任委員の残任期間）

草津市通学区域審議会設置条例（抄）

（設置）

第1条 草津市立幼稚園、小学校および中学校（以下「学校」という。）の通学区域の適正を期すため、草津市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ学校の通学区域の設定および改廃に関する事項の調査審議を行い教育委員会に答申する。

（委員）

第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 草津市PTA連絡協議会の代表
- (3) 草津市校園長会の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（会長および副会長）

第4条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が、第3条第2項各号の一に該当しなくなつた場合においては、その職を失うものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。

平成28年5月23日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 平成27年度草津市スポーツ振興計画点検・評価について
- (2) 平成27年度公民館活動実績報告について
- (3) 寄付受入れ報告について

平成27年度 草津市スポーツ振興計画の点検・評価

スポーツ振興政策目標:週1回30分以上のスポーツ実施率 ※草津市のまちづくりについての市民意識調査より

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
目標値(%)	47.0	48.0	50.0	50.0	52.0	54.0
実績値(%)	52.7	56.9	49.1	51.9	54.8	50.0

施策1	スポーツ実施率の向上と健康増進	H27評価	H26評価	備考
		2.3/3.0	2.3/3.0	
①健康増進のためのスポーツ事業の展開		2.0/3.0	2.0/3.0	2.5~3.0 十分達成 2.0~2.4 概ね達成
②高齢者へ向けた健康づくり事業の展開		3.0/3.0	3.0/3.0	1.0~1.9 やや不十分 0.0~0.9 不十分
③健康増進に対する食育の推進		2.0/3.0	2.0/3.0	
主な成果組	「体力づくり歩こう会」や「いきいき百歳体操」等のスポーツや健康づくりに関する諸事業の展開、「離乳食レストラン」等の年代に応じた食育を推進することができた。			
課題	比較的若い世代のスポーツ実施率が低下傾向にあり、運動不足を感じている人の割合が多くなっており、スポーツ実施率、スポーツや健康づくり、食育に対する関心の高まりにつながる事業の展開が必要である。			

施策2	子どもの体力向上とスポーツ活動の継続	H27評価	H26評価	備考
		2.3/3.0	1.8/3.0	
①乳幼児・児童とその親に対する働きかけ		3.0/3.0	2.5/3.0	2.5~3.0 十分達成 2.0~2.4 概ね達成
②各機関における取り組みの推進		2.3/3.0	2.3/3.0	1.0~1.9 やや不十分 0.0~0.9 不十分
③スポーツ少年団への支援		2.0/3.0	2.5/3.0	
④スポーツ障害の予防		2.0/3.0	0.0/3.0	
主な成果組	「各種スポーツ教室」や「ジュニアスポーツフェスティバル」の開催等により、子どもがスポーツを好きになり、スポーツを始める、きっかけづくりとなった。			
課題	スポーツが好きな子どもが多くなっており、子どものニーズが多様化している今後は、スポーツ活動継続のためのスポーツ障害の予防と併せて、様々なスポーツができる機会を充実させていくことが必要である。また、子どもが外遊びできる環境の整備等を検討していくことも必要である。			

施策3	効率的・効果的なスポーツ事業の展開	H27評価	H26評価	備考
		2.2/3.0	1.8/3.0	
①総合型地域スポーツクラブ等への支援		3.0/3.0	3.0/3.0	
②高校や大学等の高等教育機関との連携強化		2.0/3.0	1.0/3.0	2.5~3.0 十分達成 2.0~2.4 概ね達成
③ニュースポーツの普及促進		2.0/3.0	2.0/3.0	1.0~1.9 やや不十分 0.0~0.9 不十分
④各種大会の出場者への支援		2.8/3.0	2.5/3.0	
⑤各種大会の推進・連携・協働		2.3/3.0	2.5/3.0	
⑥各機関との連携		1.0/3.0	0.0/3.0	
主な成果組	総合型地域スポーツクラブの支援を行ったことにより、活発な活動の促進等につながった。			
課題	立命館大学と連携し、小学校の体育授業への学生の参画により、小学生と学生の交流を進めてきましたが、より効果的な取組とするためには、さらなる連携が必要である。今後は、各関係団体がそれぞれの活動を認め合い、連携・協力を強化し、課題の解決や施策を協働で推進できる組織体制の構築が必要である。			

施策4	スポーツ情報提供の推進	H27評価	H26評価	備考	
		1.5/3.0	1.0/3.0	2.5~3.0	十分達成
①情報の集約		2.0/3.0	1.0/3.0	2.0~2.4	概ね達成
②情報伝達手段の構築		1.0/3.0	1.0/3.0	1.0~1.9	やや不十分
				0.0~0.9	不十分
主な成果組	スポーツに関する情報を、市広報やホームページ等を利用して周知・啓発を行い、イベント参加者の確保やスポーツに対する機運や関心の高まりにつながった。				
課題	多くの市民が情報を十分に入手できていない状況にあることから、ニーズに合った新たな情報発信の方法を検討することが必要である。				

施策5	スポーツ振興支援のための人材育成	H27評価	H26評価	備考	
		2.0/3.0	2.3/3.0	2.5~3.0	十分達成
①体育協会活動の支援		2.0/3.0	2.5/3.0	2.0~2.4	概ね達成
②スポーツボランティア活動の推進		2.0/3.0	2.0/3.0	1.0~1.9	やや不十分
				0.0~0.9	不十分
主な成果組	体育協会の活動を支援したことにより、競技団体の活発な活動も促進された。スポーツイベントの開催にあたって、立命館大学の学生や県スポーツボランティアの協力を得たことにより、円滑なイベント運営とボランティア機会の提供を行うことができた。				
課題	スポーツの指導者やボランティア等、新たな人材の育成が進んでいないことから、スポーツを支える人材の育成、ボランティアの機会を充実させていくことが必要である。				

施策6	スポーツによる地域コミュニティの強化	H27評価	H26評価	備考	
		2.3/3.0	2.3/3.0	2.5~3.0 十分達成 2.0~2.4 概ね達成 1.0~1.9 やや不十分 0.0~0.9 不十分	
①スポーツ推進委員活動の推進		2.0/3.0	2.0/3.0		
②体育振興会活動の支援		2.0/3.0	2.0/3.0		
③健康推進員活動との連携		2.0/3.0	2.0/3.0		
④高齢者・障害者と地域とのつながり		3.0/3.0	3.0/3.0		
主な成果組	体育振興会を中心としたスポーツイベント等の開催により、住民相互の交流や地域の活性化につながった。また、各学区においては、地域の健康づくり活動を健康推進員と連携・協力して進め、くさつ健康はつつ体操の普及・啓発につながり、地域における健康づくりの推進につながった。				
課題	地域におけるスポーツイベント等の参加者の減少や担い手不足が生じてきており、住民が地域のスポーツイベント等に主体的に参画し、スポーツ健康づくりが推進できる環境を整備することが必要である。				

施策7	スポーツ資源の拡充と新たな運営システムの構築	H27評価	H26評価	備考	
		2.2/3.0	2.3/3.0	2.5~3.0 十分達成 2.0~2.4 概ね達成 1.0~1.9 やや不十分 0.0~0.9 不十分	
①社会体育施設の整備		1.0/3.0	1.0/3.0		
②各町内会管理施設の有効活用の検討		3.0/3.0	3.0/3.0		
③社会体育施設の休館日、開館・閉館時間の検討		2.0/3.0	2.0/3.0		
④学校体育施設開放の見直し		2.0/3.0	2.5/3.0		
⑤スポーツ振興・健康増進の視点からの施設整備		3.0/3.0	3.0/3.0		
主な成果組	社会体育施設で必要な修繕を行い、より快適にスポーツができる環境を提供することができた。				
課題	社会体育施設の不足や老朽化を感じている市民が多いことから、施設の計画的な改修・整備を行うなど、誰もが快適にスポーツができる環境を整備していくことが必要である。さらに、身近な場所でスポーツができるよう、社会体育施設や学校体育施設のほか、民間企業等と連携・協力した施設の有効活用の検討が必要である。				

施策		評価
1	スポーツ実施率の向上と健康増進	2.3

具体施策		評価
①	健康増進のためのスポーツ事業展開	2.0
②	高齢者へ向けた健康づくり事業の展開	3.0
③	健康増進に対する食育の推進	2.0

主な取り組みの成果

①-1	市民のスポーツや健康づくりに対する関心を高めるため、スポーツ推進委員協議会の主催により、「体カづくり歩こう会」を年間(毎月1回)を通して開催した。コース選定の際は、その土地折々の名所を組み入れるなど、楽しみながらウォーキングができるよう工夫し、多くの方に参加いただいた。また、健・交クラブにおいては、足腰に負担の少ない「ノルディックウォーク」を推進した結果、高齢者の健康づくりにつながった。
①-2	子どもから高齢者まで、誰もがスポーツに取り組めるよう、社会体育施設指定管理者の主催により、「親と子の体操教室」や「各種スポーツ教室」等の教室を開催した結果、各世代のライフステージに応じたスポーツや健康づくりにつながった。
②	高齢者の健康づくりを推進するため、「いきいき百歳体操」を地域住民が主体となって円滑かつ効果的に取り組めるよう、出前講座や立ち上げ支援、サポーターの養成等を行った結果、登録団体数が増加した。
③-1	家庭弁当持参制を基本としている中学生やその保護者が「食」に関する興味や関心を高めるため、シンプルで作りやすいお弁当メニューレシピ集を、年3回配布し、さらにそのレシピ集に沿った食育教室を年3回開催した結果、正しい食事のあり方や望ましい食の習慣づけにつながった。
③-2	乳児がおられる保護者が、離乳食の進め方の習得と、保護者同士の交流を図るため、「離乳食レストラン」を開催し、離乳食の試食や調理見学、座談会等を行った結果、離乳食に対する保護者の意識の醸成が図られ、乳児の健全な食育の推進につながった。
③-3	「健康くさつ21(第2次)」および「第2次草津市食育推進計画」の基本理念である「誰もが健康で長生きできるまち草津～健康寿命の延伸と健康格差の縮小～」、「ココロ豊かにカラダ元気に 食で育む笑顔があふれるまち草津」の実現を目指し、「くさつヘルスアッププロジェクト2015」や、各種関係機関等と協働で、①生活習慣に関する啓発「食と運動のヘルスチェックデー」、②食生活に関する啓発「ヘルスアップ料理教室」、③「食育の日」の事業を実施し、育壮年期における生活習慣病予防等の啓発に努めた結果、市民の健康づくりに対する機運の高まりにつながった。

取り組みの状況		事業の概要	実績					
事業名	担当課		項目	H26	H27	単位	推移	評価
①-1 体カづくり歩こう会	スポーツ保健課	スポーツ推進委員協議会主催のウォーキング事業を実施した。	参加者数	531	629	人	↗	b
② いきいき百歳体操	長寿いきがい課	高齢者の健康づくりに取り組んだ。	団体数	103	112	団体	↗	a
③-2 離乳食レストラン	健康増進課	乳児とその保護者を対象とした離乳食の試食や調理見学、座談会等を行った。	実施数	20	20	回	→	b

今後の課題等

①-1	「体カづくり歩こう会」は、市内のウォーキング事業として定着しており、誰でも気軽に取り組むことができるウォーキングを通じた健康づくりをさらに推進していくとともに、ノルディックウォーク等、年齢や体力に応じたウォーキングや、ウォーキングを通じて交流ができる環境を整えていく必要がある。
①-2	各世代のライフステージに応じたスポーツや健康づくりをさらに推進させていくために、各世代の状況やニーズを捉えた事業を展開し、子どもから高齢者まで、誰もがスポーツに取り組むことができる機会をより充実させていくことが必要である。

- ② 今後、若年人口は減少し、高齢者は増加することから、高齢者自らが介護予防を実践する「いきいき百歳体操」のような取り組みは、さらに必要となり、市内全域の身近な場所で体操が出来るよう、引き続き、支援をしていく必要がある。
- ③-1 家庭での食育を幼少期から推進し、子どもの健康な体づくりにつなげていくために、子どもやその親が食育について学ぶことができる機会の充実を図っていくとともに、今後は、スポーツに取り組む子どもの食育についても推進していく必要がある。
- ③-2 乳児の健全な食育を推進するため、参加者のニーズに合った事業内容を検討するなど、健康推進員との連携を強化し、事業目的を共通で認識しながら、より効果的な事業となるよう引き続き取り組んでいく。
- ③-3 市民の健康づくりを推進するため、一人でも多くの方が事業に参加いただけるよう、事業の周知・啓発に努めていく。さらに今後は、健康づくりに無関心な層等に関心を持ってもらえるような仕組みづくりを検討していく必要がある。

審議会委員の意見

- ・いきいき百歳体操の登録団体数について、高い数値であると感じる。
- ・ウォーキングについて、事業内容を工夫できれば、若い世代も興味を持つことができるのではないか。
- ・参加者の確保や実施率を高めるためには、事業内容の工夫が必要であり、運営にかかわる方が知恵を出し合うことが求められると思う。

施策		評価
2	子どもの体力向上とスポーツ活動の継続	2.3

具体施策		評価
①	乳幼児・児童とその親に対する働きかけ	3.0
②	各機関における取り組みの推進	2.3
③	スポーツ少年団への支援	2.0
④	スポーツ障害の予防	2.0

主な取り組みの成果	
①-1	子どもがスポーツを好きになり、スポーツをするきっかけづくりするため、体育協会をはじめとした関係団体による「各種子どもスポーツ教室」を開催するとともに、子どもと保護者が一緒に参加できるプログラムも組み入れるなどした結果、子どもが継続してスポーツに取り組む機運や、親の子どもへのスポーツに対する意識の醸成につながった。
①-2	幼児期に必要な多様な動きを獲得するため、幼稚園・保育所において、日ごろから、体操やマラソン、リズム運動等を行った。また、各園・各所の特色を生かし、地域の指導員等と連携し、相撲体験やサッカー教室等を開催し、様々なスポーツに親しむ習慣づくりに取り組んだ結果、幼児の体力・運動能力向上につながった。 さらに、未就学児に対して、園庭を開放した結果、広く遊び場を提供することができた。
②-1	子どもの遊び場を提供するため、子育て支援センターで各種行事を行った結果、子どもの健全な育成と遊びを通じた運動を推進することができた。
②-2	家族ぐるみでスポーツができる機会と場所を提供するため、社会体育施設(市民体育館、三ツ池運動公園)の無料開放を定期的に実施した結果、家庭内や他の家族との交流が図られ、家庭におけるスポーツ推進につながった。
②-3	「運動を通してすべての子どもに感動を」をテーマに、立命館大学と連携して市内の小学6年生が一堂に会する「ジュニアスポーツフェスティバルKUSASTU」を開催した結果、大学生によるトップレベルの様々な競技を児童が見たり、体験することで、児童がスポーツを好きになり、スポーツをするきっかけづくりにつながった。
②-4	小学校のクラブ活動や中学校の体験活動学習において、学校支援ボランティアや学生、老人クラブの方々がニュースポーツを児童・生徒に指導し、ニュースポーツを体感し、活動を通じた交流を図ることができた。
②-5	児童・生徒の体力向上、スポーツ障害予防、体育指導者の資質向上や教科体育の充実を図るため、「小・中学校体力向上プロジェクト事業」を立命館大学と協働で実施し、新体力テスト結果の分析・検証や、新たな体力向上プログラムの検討を行った結果、児童・生徒の体力向上について、継続的に取り組んでいける枠組みを構築できた。
②-6	中学校部活動の振興を図るため、各種大会への選手派遣や指導教材備品等の購入に係る支援を行った。また、社会体育施設(総合体育館、野村運動公園)について、部活動の利用を優先として、休館日の開放を行った結果、部活動の活性化や、部活動に取り組む生徒の意欲向上につながった。
③	スポーツ少年団活動の活性化を図るため、スポーツ少年団が実施する事業に対する支援を行った結果、子どもが積極的にスポーツをする環境づくりにつながった。
④	中学生のスポーツ障害に対する学習を推進するため、市内中学校にスポーツドクターおよびスポーツトレーナーを派遣し、スポーツ障害に関する講習会や、テーピングの巻き方等の実技講習会を実施した結果、中学生のスポーツ障害に対する意識の醸成につながった。

取り組みの状況		事業の概要	実績					
事業名	担当課		項目	H26	H27	単位	推移	評価
①-2 幼児と保護者の健康増進活動	幼児課	幼児の体力・運動能力向上の取組と未就学児への遊び場を提供した。	参加者数	3,708	3,794	人	↗	a
②-3 ジュニアスポーツフェスティバルKUSASTU	スポーツ保健課	立命館大学と連携し、市内小学6年生が一堂に会するスポーツイベントを実施した。	参加者数	1,230	1,255	人	↗	a

②-4 地域協働校	生涯学習課	小・中学校において、地域協働校事業でニュースポーツを実施した。	実施校数	4	4	校	→	b
②-5 新体力テスト	スポーツ保健課	小・中学校で新体力テストを実施した。	向上種目数/実施種目数	50/86	57/86	種目	↗	b
③ スポーツ少年団育成	スポーツ保健課	スポーツ少年団が実施する事業に対して支援を行った。	団員数	916	852	人	↘	b
			指導者数	246	246	人	→	b
④ スポーツドクター・トレーナー派遣	スポーツ保健課	中学校にスポーツドクター・トレーナーを派遣し、講習会等を実施した。	派遣回数	0	36	回	↗	b

今後の課題等

- ①-1 子どもが継続してスポーツに取り組んでいくために、子どものやる気を尊重し、家庭での子どもの豊かな生活環境を支援することができるよう、親の子育てへの参画意識を醸成するため、親子で楽しむことできるスポーツ機会をさらに充実させていく必要がある。
- ①-2 遊びを通じた運動・スポーツにより、引き続き幼児の体力・運動能力の向上の取組を行っていくとともに、親子のつながりを深めていけるよう、親子で取り組むことできる事業を行っていく。
- ②-1 子育て支援センターでの遊び場を引き続き、提供していくとともに、親子で身体を動かすことできるイベントを行い、子ども外遊びや子ども同士、親同士の交流を図っていく。
- ②-2 家庭でスポーツに親しむ機会を提供し、共通のスポーツを楽しむことで家族間の絆の深まりにつなげていくために、引き続き、社会体育施設(市民体育館、三ツ池運動公園)の無料開放を定期的実施し、家庭におけるスポーツをさらに推進していく。
- ②-3 児童の日ごろの体育授業の取組の成果を発揮する場や大学の様々な運動部と交流できる機会をつくり、児童がスポーツをしたり、好きになるきっかけづくりにつなげるため、引き続き、立命館大学と連携し、「ジュニアスポーツフェスティバル KUSATSU」を開催していく。
- ②-4 地域協働校等におけるニュースポーツの活動を通して、より多くの様々な世代とのかかわりを、子どもも大人も持てるよう、「生涯的にスポーツに親しむ風土づくり」が必要である。
- ②-5 児童・生徒の体力向上のため、児童・生徒が、楽しみながら、意欲的に体育授業に取り組めるよう、「小・中学校体力向上プロジェクト事業」による授業内容の研究と充実を図っていくとともに、体育指導者の資質向上や育成、効率的・効果的な体育指導を行っていく必要がある。
- ②-6 中学校部活動の充実により、生徒の競技力や意欲の向上を図るため、体育連盟の連携を強化し、課題の共有・解決に向けた協議を行う機会や、専門的知識・技術を有する指導者・支援員の派遣等による指導や運営体制の充実を図っていく必要がある。
- ③ 子どもが積極的にスポーツ活動を行う環境を整えるために、引き続き、スポーツ少年団が実施する活動に対する支援を行い、活発な活動を促進していくとともに、団員や指導者を確保するため、積極的な情報発信を行っていく必要がある。
- ④ 子どもが継続してスポーツに取り組んでいけるよう、子どもが自身や他者の健康や安全を保持していくことができる学習の推進や、子どものスポーツ活動中の事故等の予防に努めていく必要がある。

審議会委員の意見

- ・保育所や幼稚園でも広い園庭を確保することが難しくなっており、近隣への影響も考え、思い切り遊ばすことができない。
- ・子どもが安心して遊ぶことができ、草津は住みよいと言えるようになればと思う。
- ・運動が苦手な子どものために誰でも楽しむことができる取組も必要ではないかと思う。
- ・部活動は競技スポーツの側面が大きいですが、ニュースポーツなど、様々なかたちで楽しいと思うスポーツを経験することが、子どもにとって重要なことであると思う。

施策		評価
3	効率的・効果的なスポーツ事業の展開	2.2

具体施策		評価
①	総合型地域スポーツクラブ等への支援	3.0
②	高校や大学等の高等教育機関との連携強化	2.0
③	ニュースポーツの普及促進	2.0
④	各種大会の出場者への支援	2.8
⑤	各種大会の推進・連携・協働	2.3
⑥	各機関との連携	1.0

主な取り組みの成果	
①-1	くさつ健・交クラブの活動基盤強化を図るため、広報活動とボランティアスタッフ確保に係る支援とともに、ノルディックウォーク事業の開始にあたって、備品整備等に係る支援を行った結果、新たな会員確保につながった。
①-2	市民が身近にプロスポーツに親しむことができる機会を提供するため、MIOびわこ滋賀による夢先生事業の実施や、滋賀レイクスターズの公式試合を誘致した結果、プロのプレーに触れ、市民と選手との交流につながった。
②	小学校の体育授業の充実を図るため、立命館大学のサービスラーニングにより、学生が体育授業に参画した結果、児童と学生の交流と教員や指導者をめざす学生の意欲の醸成につながった。
③	子どもから高齢者まで、誰もが気軽に取り組むことができるニュースポーツの普及を図るため、体育振興会連絡協議会主催の「スポーツ・レクリエーション祭」や各学区体育振興会による「チャレンジスポーツデー」において、ニュースポーツによる大会を行った結果、多くの市民に参加いただき、市民のニュースポーツに対する関心とスポーツをはじめるきっかけづくりにつながった。
④-1	競技に取り組む選手の各種大会参加への側面的な支援や競技力向上のための意欲の増進を図るために、各種大会出場者に激励金を交付し、さらに、世界選手権等で極めて優秀な成績をあげられた選手に対して、市民スポーツ大賞の表彰を行った結果、競技に取り組む選手の励みとなり、選手の活躍が市民の勇気と感動につながった。
④-2	本市や選手の競技力向上のため、体育協会主導のもと、県民体育大会へ出場する選手や役員を積極的に派遣した結果、県内上位の成績をあげることができた。
⑤-1	選手の日ごろの練習の成果を発揮する場や選手間の交流する機会を提供するため、「市民体育大会」や「武道祭」、「駅伝競走大会」等の競技大会を開催した結果、競技力向上につながった。
⑤-2	市・県外の方をも広く対象とした自転車競技の大会、「草津ナイトレース」と「関西シクロクロス」を烏丸半島で開催した結果、多くの参加者と来場者でにぎわい、スポーツを通じた交流と本市の観光PRにつながった。
⑥	各種イベント等の実施にあたっては、各関係団体と連携し、実行委員会形式により内容等について検討を行った結果、それぞれの分野から意見等を聴くことができ、より充実した内容とすることができた。

取り組みの状況		実績						
事業名	担当課	事業の概要	項目	H26	H27	単位	推移	評価
①-1 総合型地域スポーツクラブ活動補助	スポーツ保健課	くさつ健・交クラブの活動基盤強化を図るための支援を行った。	会員数	502	556	人	↗	a
② 大学との連携強化活動	スポーツ保健課	立命館大学のサービスラーニングによる学生が、小学校の体育授業に参画した。	サービスラーニング受講生数	5	6	人	↗	b
③ チャレンジスポーツデー	スポーツ保健課	各競技団体や各学区体育振興会等の主催によるスポーツイベントを実施した。	参加者数	4,798	5,706	人	↗	b
③ スポーツ・レクリエーション祭	スポーツ保健課	体育振興会連絡協議会主催によるスポーツイベントを実施した。	参加者数	913	895	人	↘	b

④-1 各種大会激励金	スポーツ保健課	全国大会等の各種大会に出場する選手に激励金を交付した。	交付件数	75	65	件	↘	a
	長寿いきがい課			19	22	件	↗	a
	障害福祉課			3	2	件	↘	a
④-2 県民体育大会選手等派遣	スポーツ保健課	県民体育大会へ出場する選手や役員を積極的に派遣した。	派遣者数	636	462	人	↘	b
⑤-1 市民体育大会	スポーツ保健課	各種競技の市民体育大会を開催した。	参加者数	2,544	1,863	人	↘	b
⑤-1 武道祭	スポーツ保健課	各種武道による武道祭を開催した。	参加者数	300	300	人	→	b
⑤-1 駅伝競走大会	スポーツ保健課	県民を対象とした駅伝競走大会を開催した。	参加者数	750	923	人	↗	b
⑤-2 自転車大会	商業観光課	自転車のロードレースとオフロードレースを開催した。	来場者数	1,957	1,980	人	↗	a

今後の課題等

- ①-1 市民の多様なスポーツニーズに対応したスポーツメニューの提供やスポーツができる環境を整えていくため、くさつ健・交クラブの活動基盤強化を図る支援を行い、より活発な活動を促進していく。
また、市民が身近にスポーツができる環境を整えるため、地域スポーツクラブの設立等の支援も必要である。
- ①-2 MIOびわこ滋賀や滋賀レイクスターズ等のプロスポーツチームと連携し、様々なスポーツメニューの提供や、プロスポーツの試合等の誘致により、スポーツを通じた交流が図られるよう、市民のスポーツ観戦機会を充実させていく必要がある。
- ② 大学等の専門機関との教育・研究における連携強化やサービスマーケティングによる学生との交流等によるスポーツ活動を推進していく。
- ③ 子どもから高齢者まで、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの大会や健康づくり事業を開催し、市民の身近なスポーツイベントをさらに充実させていく。
- ④-1 競技に取り組む選手の各種大会参加や競技へ取り組む意欲の向上を図るため、引き続き、各種大会出場者への激励金の交付や、世界選手権等での成績優秀者に対するスポーツ顕彰を行っていく。
- ④-2 平成36年の国民体育大会に向けた競技力の向上を図るため、選手の発掘や強化育成を行っていく必要がある。
- ⑤-1 競技力向上のため、引き続き、「市民体育大会」や「武道祭」、「駅伝競走大会」等の競技大会を開催し、選手の日ごろの練習の成果を発揮する場や選手間の交流する機会を提供していく。
- ⑤-2 大会の参加者・来場者は、年々増加傾向にあるが、今後も引き続き、関係団体等と連携・協力を強め、参加者・来場者をさらに確保し、スポーツを通じた交流と本市の観光PRにつなげていく。
- ⑥ 今後のスポーツ推進にかかわる事業を効率的・効果的に取り組んでいくために、スポーツにかかわる各関係団体が、それぞれに期待される役割を果たし、相互に連携・協力していくことが必要である。

審議会委員の意見

・各機関との連携について、評価を0.0と考えておられるが、0.0では何もしていないことになる。事業実施にあたって実行委員会形式で関係団体と連携していることから、評価を1.0程度に改めた方がよい。

施策		評価
4	スポーツ情報提供の推進	1.5

具体施策		評価
①	情報の集約	2.0
②	情報伝達手段の構築	1.0

主な取り組みの成果

- ① 市民のスポーツに対する関心を高めるため、市のスポーツ情報等を市広報やホームページをはじめ、各関係団体が発行する広報等において広く発信するとともに、社会体育施設指定管理者が運営する「sports932.net」により、社会体育施設の予約情報を発信した結果、スポーツイベント等の参加者確保や社会体育施設利用者の利便性の向上につながった。
- ②-1 スポーツ情報発信の実効性を高めるため、市内全戸配布を行う教育委員会広報「コンパス」に、スポーツに関する記事を掲載した結果、多くの市民への効率的で効果的な情報発信につながった。
- ②-2 スポーツ情報発信の実効性を高めるため、スポーツイベント等の実施にあたっては、市広報やホームページをはじめ、記者提供、FMくさつ、フェイスブック等の様々なメディアを利用して情報発信を行った結果、スポーツイベント等への参加者確保につながった。

取り組みの状況

事業名	担当課	事業の概要	実績					評価
			項目	H26	H27	単位	推移	
① sports932.netによる情報発信	スポーツ保健課	社会体育施設指定管理者運営の「sports932.net」による情報発信を行った。	HPアクセス数	36,406	70,632	数	↗	b
②-1 広報「コンパス」による情報発信	スポーツ保健課	教育委員会広報「コンパス」による情報発信を行った。	掲載数	1	1	記事	→	c

今後の課題等

- ① 各関係団体等のスポーツ情報を積極的に発信していくとともに、市内のスポーツ情報を集約し、様々なニーズに合った情報を提供できる環境を整えていく必要がある。
- ②-1 市広報等の従来の情報発信に加え、各種メディアや各関係団体等と連携した広報・啓発活動の実施等を行い、市民がスポーツ情報に接しやすい環境を整えていく必要がある。
- ②-2

審議会委員の意見

・若い指導者やマネジメントに携わる方は、スポーツ情報というものに興味・関心があると思う。

施策		評価
5	スポーツ振興支援のための人材育成	2.0

具体施策		評価
①	体育協会活動の支援	2.0
②	スポーツボランティア活動の推進	2.0

主な取り組みの成果	
①	競技スポーツの向上を図るため、体育協会の運営や活動にかかわる支援を行った結果、競技団体の活発な活動促進により、各競技の県大会優勝者等の体育協会表彰につながった。
②	スポーツイベント等の円滑な運営とボランティア機会を提供するため、スポーツボランティアを募集した結果、立命館大学の学生や県スポーツボランティアの協力を得られ、スポーツボランティアの活動促進につながった。

取り組みの状況		事業の概要	実績					
事業名	担当課		項目	H26	H27	単位	推移	評価
① 草津市体育協会補助金	スポーツ保健課	体育協会の運営や活動にかかわる支援を行った。	加盟者数	7,019	7,019	人	→	b
① 草津市体育協会表彰事業	スポーツ保健課	県大会優勝者等を対象に体育協会表彰を行った。	表彰者数	356	231	人	↘	b
② 学生スポーツボランティア活用事業	スポーツ保健課	ジュニアスポーツフェスティバルKUSATSUの開催にあたって、立命館大学の学生ボランティアの協力を得た。	スポーツボランティア数	22	16	人	↘	b
			協力団体数	6	7	団体	↗	b
② スポーツボランティア活用事業	スポーツ保健課	駅伝競走大会の開催にあたって、県スポーツボランティアの協力を得た。	スポーツボランティア数	1	5	人	↗	b

今後の課題等	
①	競技団体の活発な活動を促進し、競技スポーツを推進するため、引き続き、体育協会の運営や活動を支援していくとともに、競技スポーツの指導者の確保・育成を行っていく必要がある。
②	スポーツイベント等の円滑な運営を図るため、スポーツボランティアの発掘や育成により、将来の運営を担う人材の育成を行っていく必要がある。

審議会委員の意見	
・スポーツに親しんだり、スポーツを好きになったりしてもらえるために、指導者がどのように取り組んでいけばいいのか悩むこともある。	

施策		評価
6	スポーツによる地域コミュニティの強化	2.3

具体施策		評価
①	スポーツ推進委員活動の推進	2.0
②	体育振興会活動の支援	2.0
③	健康推進員活動との連携	2.0
④	高齢者・障害者と地域とのつながり	3.0

主な取り組みの成果

①	スポーツ推進委員の資質向上を図るため、県スポーツ推進委員研修会をはじめとした各種研修会の参加や、くさつ健・交クラブとの連携、市民の要請に応じたスポーツ指導を行った結果、地域のスポーツを通じた交流や活性化につながった。
②	地域における各種スポーツやレクリエーション、野外活動の普及を図るため、各学区において運動会やチャレンジスポーツデー等の各種スポーツイベントを実施するとともに、スポーツ・レクリエーション祭の開催により、スポーツを通じた住民相互の交流や13学区の連携強化につながった。
③	「くさつ健康はつらつ体操」の普及・啓発を図るため、健康推進員と連携し、各学区において普及・啓発を行った結果、市民の健康増進につながった。
④-1	高齢者の健康づくりを推進するため、「いきいき百歳体操」を地域住民が主体となって円滑かつ効果的に取り組めるよう、出前講座や立ち上げ支援、サポーターの養成等を行った結果、登録団体数が増加した。
④-2	障害児者と地域住民の交流を深めるため、「いきいきふれあい大運動会」を開催した結果、スポーツを通じて相互の親睦と体力の維持・向上につながった。

取り組みの状況

事業名	担当課	事業の概要	実績					
			項目	H26	H27	単位	推移	評価
① スポーツ推進委員活動推進事業	スポーツ保健課	各種研修会への参加や関係団体と連携し、スポーツ指導を実施した。	研修会参加回数	10	11	回	↗	b
② スポーツ・レクリエーション祭	スポーツ保健課	体育振興会連絡協議会主催によるスポーツイベントを実施した。	参加者数	913	895	人	↘	b
② 各学区チャレンジスポーツデー	スポーツ保健課	各学区体育振興会主催によるチャレンジスポーツデーを開催した。	参加者数	2,403	3,091	人	↗	b
③ くさつ健康はつらつ体操普及・啓発事業	健康増進課	各学区において、くさつ健康はつらつ体操の普及・啓発を実施した。	参加者数	3,938	3,890	人	↘	b
④-1 いきいき百歳体操推進事業	長寿いきがい課	高齢者の健康づくりに取り組んだ。	団体数	103	112	団体	↗	a
④-2 いきいきふれあい大運動会開催事業	障害福祉課	障害児者と地域住民の交流づくりに取り組んだ。	参加者数	570	590	人	↗	a

今後の課題等

- ① 市民のスポーツニーズを把握し、地域や地域の各種団体等が行うスポーツ活動を積極的に支援し、多くの市民が参画する地域のスポーツ活動を推進していく必要がある。
- ② 地域における各種スポーツやレクリエーション、野外活動の普及に引き続き取り組み、地域内の交流や学区間の連携を強化していく。
- ③ 健康推進員と連携し、「くさつ健康はつらつ体操」の普及・啓発に引き続き取り組み、市民の健康増進を促進していく。
- ④-1 今後、若年人口は減少し、高齢者は増加することから、高齢者自らが介護予防を実践する「いきいき百歳体操」のような取り組みは、さらに必要となり、市内全域の身近な場所で体操が出来るよう、引き続き、支援をしていく必要がある。
- ④-2 障害者団体と連携を強め、障害者のスポーツ事業を支援し、充実を図ることで、障害のある人とない人との交流に一層つなげていく。

審議会委員の意見

・いきいき百歳体操が多くの地域で取り組まれており、このような取り組みが高齢者のスポーツ実施率につながっていると思う。

施策		評価
7	スポーツ資源の拡充と新たな運営システムの構築	2.2

具体施策		評価
①	社会体育施設の整備	1.0
②	各町内会管理施設の有効活用の検討	3.0
③	社会体育施設の休館日、開館・閉館時間の検討	2.0
④	学校体育施設開放の見直し	2.0
⑤	スポーツ振興・健康増進の視点からの施設整備	3.0

主な取り組みの成果	
①-1	(仮称)野村スポーツゾーンの整備を進めるため、基本計画に基づく野村公園体育館の基本設計を行った結果、実施設計に向けた野村公園体育館の具体的な機能等が整理することができた。
①-2	市民のスポーツができる場の充実を図るため、社会体育施設の適正な維持管理を行った結果、三ツ池運動公園に防球ネットを設置し、施設の利用拡大が図られ、誰もが快適に利用できる施設環境の整備につながった。
②	いきいき百歳体操が身近にできる場所を確保するため、町内会館などの町内会管理施設を有効に活用した結果、活動できる場所が増加した。
③	市民のスポーツができる場の充実を図るため、社会体育施設(総合体育館、野村運動公園)について、部活動の利用を優先として、休館日の開放を行うとともに、必要に応じて一般利用にも開放した結果、市民のスポーツ活動の促進につながった。
④	市民のスポーツができる場の充実を図るため、学校体育施設開放を行った結果、市民が身近な場所でスポーツができる環境の整備につながった。
⑤	身近な公園で健康づくり等が取り組めるよう、ロクハ公園多目的広場のアスレチック遊具10基のリニューアルを実施するとともに、開発事業において健康増進器具が設置された公園の帰属を受けた結果、公園の環境充実につながった。

取り組みの状況		事業の概要	実績					
事業名	担当課		項目	H26	H27	単位	推移	評価
①-2 社会体育施設管理 運営事業	スポーツ保健課	社会体育施設を必要な改修等を行い、適正な維持管理を行った。	改修件数	1	1	件	→	c
② いきいき百歳体操推 進事業	長寿いきがい課	いきいき百歳体操の実施場所として、町内会館などを活用した。	実施施設数	78	90	施設	↗	a
③ 社会体育施設管理 運営委託(指定管 理)	スポーツ保健課	指定管理による社会体育施設の管理運営を行った。	利用件数	16,137	14,371	件	↘	b
			利用人数	447,119	605,082	人	↗	b

④ 学校体育施設開放 推進事業	スポーツ保健課	学校体育施設の一般開放を 行った。	体育館 登録団体 数	151	146	団体	↘	b
			体育館 登録者数	2,807	2,723	人	↘	b
			グラウン ド 登録団体 数	44	51	団体	↗	b
			グラウン ド 登録者 数	752	898	人	↘	b
⑤ 公園整備事業	公園緑地課	公園の遊具のリニューアルや 健康増進器具の設置を行った。	面積	75.2	79.0	ha	↗	a
			設置公園 数	11	12	箇所	↗	a

今後の課題等

- ①-1 (仮称)野村スポーツゾーンの整備を進めるため、関係機関等との連携・協議を行いながら、野村公園体育館の実施設計に取り組んで行く。
- ①-2 社会体育施設を誰もが快適に利用できるよう、引き続き、適正な維持管理を行っていくとともに、施設のバリアフリー化も推進していく必要がある。
- ② 高齢期では、いきいき百歳体操を行う身近な場所として、町会館等を利用する団体が増加しているが、他の年代における、活動状況等の把握が必要である。
- ③ 社会体育施設を誰もが快適に利用し、市民のスポーツ活動を促進するため、引き続き、指定管理による効率的・効果的な社会体育施設の管理運営を行っていく。
- ④ 市民にスポーツができる場所を提供するため、引き続き、学校体育施設開放を行っていくとともに、地域スポーツクラブ等による主体的な学校開放運営を推進していく必要がある。
- ⑤ 市民の健康増進に寄与するため、野村公園や野路公園の都市公園整備事業を進めていくとともに、児童公園や児童遊園について、ニーズに合わせた再整備事業を進めていく。

審議会委員の意見

・市営住宅跡地に人工芝のサッカーグラウンドが整備されたが、子どもが気軽に集まってフットサルやミニゲーム等ができる小さな規模の施設が今後整備されていけば良いと思う。

平成27年度補助執行した事務の実績報告書

(平成28年3月31日時点)

1 職員現員表

区分	吏員										計	
	課長	参事	副参事	館長・	専門員	主査	主任	主事	嘱託職員	臨時職員		
現員	本年度	1	0	4	13	1	1	1	2	30	1	54
	前年同期	1	0	4	13	2	0	1	2	42	0	65

(注) 上記表で該当補職名がないときは、草津市職員の職名に関する規則第3条および第4条の区分により記入のこと
 長期休暇者および登録者等がある場合は、その旨備考欄に記入のこと。

2 職員業務分担表

まちづくり協働部 まちづくり協働課

グループ別	補職名	氏名	勤務年数		各グループの担当業務内容
			現所属		
地域協働グループ	専門員	森下 康二	6年目		<補助執行に関する部分のみ記載> ・公民館の管理運営に関すること ・公民館講座に関すること。 ・補助金に関すること。 ・社会教育指導員・ふれあいプランナーに関すること。 ・公民館の連絡調整に関すること。
	主査	坂居 雅史	1年目		
	主任	斎藤 奈緒子	1年目		
	主事	磯田 真由	3年目		
	主事	水野 友理	2年目		
	嘱託職員	小島 央江	5年目		
	嘱託職員	駒井 希保	3年目		
公民館	補職名	氏名	勤務年数	現所属	担当業務内容
	志津	館長	米田 守	1年目	・公民館の行う各種事業の企画実施に関すること ・公民館施設の使用許可に関すること ・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関すること ・その他一般庶務に関すること
		嘱託職員	小林 恵理子	4年目	
志津南	嘱託職員	大谷 利雄	1年目		・公民館の行う各種事業の企画実施に関すること ・公民館施設の使用許可に関すること ・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関すること ・その他一般庶務に関すること
	館長	一浦 晴英	1年目		
	嘱託職員	笹岡 有希	4年目		
	嘱託職員	鶴田 真理子	3年目		
草津	嘱託職員	熱田 純子	1年目		・公民館の行う各種事業の企画実施に関すること ・公民館施設の使用許可に関すること ・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関すること ・その他一般庶務に関すること
	館長	宇野 秀樹	1年目		
	嘱託職員	菅井 文代	1年目		
	嘱託職員	吉田 啓子	2年目		
大路	臨時職員	森 和英	1年目		・公民館の行う各種事業の企画実施に関すること ・公民館施設の使用許可に関すること ・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関すること ・その他一般庶務に関すること
	館長	井上 康則	1年目		
	嘱託職員	上田 祐子	1年目		
浪川	嘱託職員	田中 恵子	2年目		・公民館の行う各種事業の企画実施に関すること ・公民館施設の使用許可に関すること ・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関すること ・その他一般庶務に関すること ・浪川福祉センター全体に関わる管理運営に関すること
	館長	武村 彰	3年目		
	嘱託職員	小半 博美	4年目		
	嘱託職員	中山 香織	2年目		

公民館	補職名	氏名	勤務年数	各グループの担当業務内容
			現所属	
矢倉	館長	大崎 恭義	3年目	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事 ・公民館施設の使用許可に関する事 ・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事 ・その他一般庶務に関する事
	副参事	堀江 ちゆき	1年目	
	嘱託職員	清水 恭子	1年目	
老上	館長	久泉 和久	3年目	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事 ・公民館施設の使用許可に関する事 ・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事 ・その他一般庶務に関する事
	嘱託職員	田中 和夫	4年目	
	嘱託職員	大西 靖子	1年目	
	嘱託職員	山林 恵子	3年目	
玉川	館長	里内 義之	2年目	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事 ・公民館施設の使用許可に関する事 ・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事 ・その他一般庶務に関する事
	嘱託職員	中川 英佐	4年目	
	嘱託職員	原瀬 純子	1年目	
南笠東	館長	大西 清和	2年目	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事 ・公民館施設の使用許可に関する事 ・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事 ・その他一般庶務に関する事
	嘱託職員	宇野 千智	4年目	
	嘱託職員	潮田 尚江	2年目	
	嘱託職員	井上 由美子	2年目	
	嘱託職員	寺井 光子	2年目	
山田	館長	加藤 一男	5年目	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事 ・公民館施設の使用許可に関する事 ・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事 ・その他一般庶務に関する事
	副参事	奥村 真也	2年目	
	嘱託職員	今村 とも子	5年目	
	嘱託職員	岩佐 美佐子	2年目	
笠縫	館長	今井 博嗣	3年目	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事 ・公民館施設の使用許可に関する事 ・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事 ・その他一般庶務に関する事
	副参事	吉田 泰啓	1年目	
	嘱託職員	服部 美子	4年目	
笠縫東	館長	田中 宏幸	3年目	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事 ・公民館施設の使用許可に関する事 ・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事 ・その他一般庶務に関する事
	嘱託職員	服部 順子	3年目	
	嘱託職員	茶谷 文雄	3年目	
常盤	館長	中北 光一	2年目	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の行う各種事業の企画実施に関する事 ・公民館施設の使用許可に関する事 ・社会教育の振興を図るために必要な指導、学習・教育相談および社会教育関係団体の育成などに関する事 ・その他一般庶務に関する事
	副参事	田中 直樹	1年目	
	嘱託職員	宮村 博	3年目	
	嘱託職員	仲村 智美	2年目	

(注) 嘱託職員、臨時職員等も記載のこと。

H27年度公民館講座一覧表

講座名	実施回数	受講者数	予算額	実績額	比較
やすらぎ学級	109	4,292	1,017,000	862,840	85%
まちづくり講座 (人権講座含む)	56	2,321	684,000	473,098	69%
高齢者等つどい	72	1,723	416,000	366,034	88%
合計	237	8,336	2,117,000	1,701,972	80%

平成27年度各公民館講座等実施回数一覧表

公民館名 \ 講座名	やすらぎ	まちづくり (人権講座除く)	人権講座	高齢者等つどい 推進事業	実績(計)
志津	8	5	2	0	15
志津南	10	1	2	5	18
草津	10	0	2	11	23
大路	11	0	2	8	21
渋川	8	3	2	2	15
矢倉	8	0	2	4	14
老上	8	9	2	3	22
玉川	10	0	2	0	12
南笠東	5	11	2	9	27
山田	7	1	2	8	18
笠縫	9	0	2	6	17
笠縫東	9	0	2	4	15
常盤	6	0	2	12	20
講座別合計	109	30	26	72	237

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
リサイクルトイレットペーパー	5,700	41.04	233,928	京都市下京区烏丸通松原上る 薬師前町700 株式会社京都銀行	平成28年 4月20日	市内公立 小学校(14校) 中学校(6校)
小計			233,928			
自転車	3	11,000	33,000	栗東市蜂屋836 高田 聡	平成28年 4月21日	草津中学校
小計			33,000			
合計			266,928			